

ふるさと遠野の環境報告書

(平成 30 年度)



平成 30 年度環境に関する標語等コンクール「ポスター小学校高学年の部」

最優秀賞 『命を守る森づくり』 小友小学校6年 小松 訊くん

岩手県遠野市

— 目 次 —

1 環境基本計画の概要

- (1) 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 計画の責務（役割）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (4) 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～2
- (5) 推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

2 基本目標ごとの実施状況

- (1) 基本目標1「健康で潤いのある生活」を目指して
 - ア 清らかな水を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (ア) 水質の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (イ) 工場・事業場排水対策の推進・・・・・・・・・・・・ 3
 - (ウ) 監視体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - イ きれいな空気を守る・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
 - (ア) 自動車交通などに起因する環境負荷の低減・・・・ 3
 - (イ) 工場・事業場排気に起因する大気汚染、悪臭の防止・・・・ 4
 - (ウ) 監視体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - ウ 生活環境における騒音等を防止する・・・・・・・・・・・・ 4
 - (ア) 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減・・・・ 4
 - (イ) 工場・事業場などの騒音・振動の防止・・・・・・・・ 4
 - (ウ) 監視体制の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
 - エ 人にやさしい生活環境を創出する・・・・・・・・・・・・ 4
 - (ア) 人にやさしい歩行者空間の創出・・・・・・・・・・・・ 4
 - (イ) 浸水・冠水対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～5
 - (ウ) 快適な居住環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- (2) 基本目標2「生物の多様性の確保」を目指して
 - ア 自然環境を保全する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (ア) 森林の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (イ) 農地の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (ウ) 水辺の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - イ 生物の多様性を確保する・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (ア) 野生動植物との共生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - (イ) 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出・・・・ 7

(3) 基本目標3「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	
ア 緑地を確保する	8
(ア) 公園緑地の確保	8
(イ) 緑化の推進	8
イ 身近な自然とのふれあいを促進する	8
(ア) 身近な自然とのふれあいを促進	8
ウ 良好な景観を保全・形成する	8
(ア) 良好な景観を保全・形成	8
エ 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	8
(ア) 歴史的・文化的環境の保存・活用	8～9
(4) 基本目標4「循環型社会の構築」を目指して	
ア 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	10
(ア) ごみの発生抑制	10
(イ) 再利用・再生品の利用の拡大	10
(ウ) 資源回収と再資源化	10
(エ) 水の循環システムの健全性の維持	10
イ 廃棄物の適正処理を推進する	10
(ア) 廃棄物の適正処理	10
(イ) 不法廃棄の防止と環境美化の推進	10～11
(ウ) 監視体制の充実	11
(5) 基本目標5「地球環境の保全」を目指して	
ア エネルギーを有効に利用する	12
(ア) 省エネルギーの促進	12
(イ) 新エネルギー利用の促進	12
イ 地域において地球環境の保全に貢献する	12
(ア) 地球温暖化対策	12
(イ) オゾン層の保護	12
(ウ) 酸性雨対策	13
(エ) 森林の保全	13

3 環境指標及び数値目標の実績

基本目標1「健康で潤いのある生活」を目指して	14
基本目標2「生物の多様性の確保」を目指して	14～15
基本目標3「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	15
基本目標4「循環型社会の構築」を目指して	15

基本目標5「地球環境の保全」を目指して・・・・・・・・・・16

4 環境の現状

(1) 自然環境
ア 気候・・・・・・・・・・17

(2) 社会環境
ア 人口・・・・・・・・・・17
イ 交通・・・・・・・・・・18
ウ 水道・・・・・・・・・・18

(3) 生活環境
ア 大気環境・・・・・・・・・・19
イ 水環境・・・・・・・・・・20～22
ウ 廃棄物・・・・・・・・・・23～24
エ 公害苦情・・・・・・・・・・24

(4) 環境保全活動
ア 活動の状況・・・・・・・・・・25

(5) 各町の主な取組状況・・・・・・・・・・26～34

= 資 料 =

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例・・・・・・・・・・35～38

1 環境基本計画の概要

(1) 計画策定の目的

遠野市環境基本計画は、ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例（平成17年遠野市条例第 102号）第9条に基づき策定する計画です。

本市環境施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とし、さらに環境をとりまく状況の変化を踏まえ、前計画を継承、発展させた新しい計画として、平成28年2月に第3次遠野市環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

(2) 計画の責務（役割）

本計画は、目指すべき環境像の実現に向けた施策の展開や、環境指標及び数値目標の設定など、本市の環境行政に関する具体的な考え方を示します。

また、市民、滞在者、事業者及び市が行う各種の行動や事業を、環境に配慮されたものへと誘導し、関係者の相互協力によって所期の目的を推進する役割を持ちます。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成28年度から令和2年度までの5年間です。

(4) 施策の体系

◆目指すべき環境像

「自然環境と人間生活の調和」

～遠野型環境調和社会を目指して～

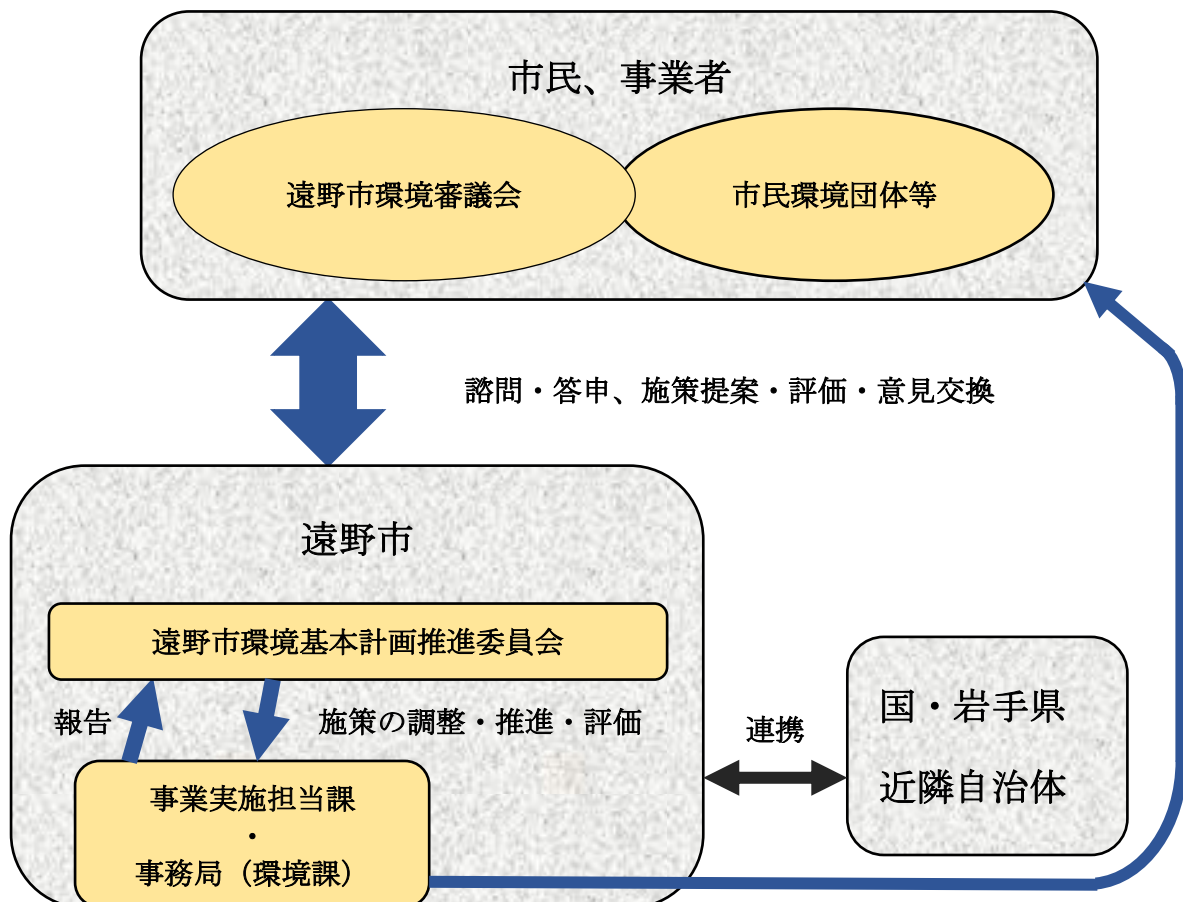
◆ 基本目標と環境施策の体系

基本目標	個別目標	施策の方向
1 「健康で潤いのある生活」を目指して	(1) 清らかな水を守る	ア 水質の保全 イ 工場・事業場排水対策の推進 ウ 監視体制の充実
	(2) きれいな空気を守る	ア 自動車交通などに起因する環境負荷の低減 イ 工場・事業場排気に起因する大気汚染、悪臭の防止 ウ 監視体制の充実
	(3) 生活環境における騒音等を防止する	ア 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減 イ 工場・事業場などの騒音・振動の防止 ウ 監視体制の充実
	(4) 人にやさしい生活環境を創出する	ア 人にやさしい歩行者空間の創出 イ 浸水・冠水対策 ウ 快適な居住環境の整備
2 「生物の多様性の確保」を目指して	(1) 自然環境を保全する	ア 森林の保全 イ 農地の保全 ウ 水辺の保全
	(2) 生物の多様性を確保する	ア 野生動植物との共生 イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出

基本目標	個別目標	施策の方向
3 「自然景観、伝統文化の保全」を目指して	(1) 緑地を確保する	ア 公園緑地の確保 イ 緑化の推進
	(2) 身近な自然とのふれあいを促進する	ア 身近な自然とのふれあいを促進
	(3) 良好な景観を保全・形成する	ア 良好な景観を保全・形成
	(4) 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する	ア 歴史的・文化的環境の保存・活用
4 「循環型社会の構築」を目指して	(1) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制 イ 再利用・再生品の利用の拡大 ウ 資源回収と再資源化 エ 水の循環システムの健全性の維持
	(2) 廃棄物の適正処理を推進する	ア 廃棄物の適正処理 イ 不法投棄の防止と環境美化の推進 ウ 監視体制の充実
5 「地球環境の保全」を目指して	(1) エネルギーを有効に利用する	ア 省エネルギーの促進 イ 新エネルギー利用の促進
	(2) 地域において地球環境の保全に貢献する	ア 地球温暖化対策 イ オゾン層の保護 ウ 酸性雨対策 エ 森林の保全

(5) 推進体制

◆ 推進体制図



2 基本目標ごとの実施状況

(1) 基本目標1「健康で潤いのある生活」を目指して

ア 清らかな水を守る

(ア) 水質の保全

本市の公共下水道、農業集落排水及び浄化槽設置による水洗化率は、平成30年度で64.8%となりました。

水質汚濁の要因の一つに生活排水の河川への流入があり、水質の保全には、水洗化率の向上が課題です。

公共下水道、農業集落排水区域においては加入を促進し、その他の地域においては浄化槽の普及を図ってまいります。

水道については、上水道1施設、簡易水道5施設、小規模給水施設3施設の維持管理と計画的な更新により水道水の安全を確保し、安定的な供給に努めています。

未普及地域については、水道法に基づく施設整備に限定せず、自家用水道施設補助制度を活用した生活用水の確保と水質の保全を確保してまいります。

平成30年度の市内の井戸水・湧き水といった、いわゆる地下水質の水質測定結果はすべて水質汚濁防止法における基準値以下でした。

(イ) 工場・事業場排水対策の推進

工場・事業場排水対策の具体的取組みとして公害防止協定があります。公害防止協定は事業者の義務ではありませんが、協定を締結している場合、事業者は工場・事業場からの排水について自ら水質検査を行い、その結果を市に報告します。

平成30年度においては、2者15件の報告があり、環境基準を超える水質調査結果はありませんでした。また、市民からの苦情もありませんでした。

(ウ) 監視体制の充実

河川の水質については、岩手県にA類型指定されている2河川4箇所と、類型指定のない8河川9箇所で調査を実施しました。

調査の結果、調査河川の一部でBOD（生物化学的酸素要求量）の数値が環境基準を達成していなかったものの、市内の河川水質は良好な状態です。（詳細P20～21）

（（類型指定のない河川の環境基準は類型指定河川環境基準に準じる。）

イ きれいな空気を守る

(ア) 自動車交通などに起因する環境負荷の低減

自動車交通などに起因する環境負荷については、排気ガスによる大気汚染が心配されるほか、近年では温室効果ガス（二酸化炭素、フロン類等）排出による地球温暖化も大きな問題となっています。

国は低燃費車の技術開発を推進し、エコカー減税等で自動車交通に起因する温室効果ガス等排出対策を推進しています。

私たちの生活から切り離せない自動車交通ですが、低公害車（燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車等）の導入を促進するとともに、エコドライブを推奨し、きれいな空気を守ります。

(イ) 工場・事業場排気に起因する大気汚染、悪臭の防止

工場・事業場排気に起因する大気汚染、悪臭の防止については、平成19年1月から継続している悪臭に関する事案1件があります。

行為者である住田町の鶏糞炭化施設周辺から風向きにより悪臭を感じることもあり、抜本的な対策を事業者に求めています。

(ウ) 監視体制の充実

大気汚染の監視は、工場の稼働・自動車交通等が起因する光化学オキシダント濃度と、PM 2.5（大気に浮遊する粒径 2.5 μ m 以下の粒子状物質）を測定しています。

平成30年度は、光化学オキシダント、PM 2.5のいずれも警戒レベル発令はありませんでした。

ウ 生活環境における騒音等を防止する

(ア) 自動車交通などに起因する騒音・振動の低減

家庭や事業所でエコドライブを推奨し、低減対策に努めました。

(イ) 工場・事業場などの騒音・振動の防止

工場・事業場から発生する騒音・振動の抑制については、騒音・振動規制区域内における公害の未然防止を主な目的とした公害防止協定を締結するよう事業者へ指導しています。

(ウ) 監視体制の充実

騒音は、騒音規制法に基づく騒音規制地域において、自動車騒音常時監視業務を毎年1区画ずつ実施しています。

平成30年度調査地点の県道遠野住田線における騒音は、基準値以下でした。

また、騒音・振動に関する苦情は、平成30年度はありませんでした。

今後も関係法令及び県条例に基づいた規制・監視を続けます。

エ 人にやさしい生活環境を創出する

(ア) 人にやさしい歩行者空間の創出

日常生活に欠かせない生活関連道路は計画的に整備を進め、市内公共施設の利便性や、集落間の連絡性の向上を図りました。

各集落内における生活道路については、「生活に身近な道づくり事業計画」に基づき、地域住民の快適性の確保に努めました。

平成30年度における市道の改良済延長は628kmで、市道改良率の目標値48.6%に対して実績値は48.3%となり、達成率は99.4%となりました。（総延長1,301km）

老朽化した路面や橋梁、木製施設等の調査を進め、計画的に改良事業の推進を図りました。

(イ) 浸水・冠水対策

遠野市防災マップは、水防法に基づき猿ヶ石川、早瀬川の2河川について、大雨によって川が氾濫した場合に洪水が想定される区域と、その浸水の深さを掲載しています。

洪水及び冠水の発生が危ぶまれる状況となった際は、関係機関と連携しながら速やかに市民に情報を伝達し、避難誘導を行います。

(ウ) 快適な居住環境の整備

ユニバーサルデザイン（すべての人にとって使いやすいように作られた環境のデザイン）に基づいた、すべての人にやさしい公共施設の整備に努めています。

近年増加している空き家については、放置されることにより周辺の居住環境を悪化させないよう、空き家所有者へ相談会開催の案内や空き家に関するパンフレットの送付により、適正管理の働きかけを行いました。



平成 30 年度環境フロンティア遠野写真コンテスト 作品テーマ「遠野の風」

最優秀賞 『夏』 浦田 優子さん（宮守町）

(2) 基本目標2「生物の多様性の確保」を目指して

ア 自然環境を保全する

(ア) 森林の保全

平成30年度は、市内の森林のうち造林61.04ha、下刈り208.76ha、除伐 3.30ha、間伐130.62haなどを実施し、森林の保全に努めました。

(イ) 農地の保全

遊休農地の解消と遠野らしい景観創出を目的として、東日本旅客鉄道株式会社の「S L 銀河」運行に合わせ、J R 釜石線沿線の遊休農地に菜種の播種を行い、農地の保全を図りました。

また、地域住民主体で農道・水路等の環境整備や遊休農地発生防止など、多面的機能支払交付金事業により、地域資源の質的向上に取り組み、農地の保全に努めました。

(ウ) 水辺の保全

水辺の保全にあたっては、魚道の確保及び多自然型の河川づくりに努め、水生生物の生息環境に配慮するなど、健全な河川生態系の維持に努めました。

平成28年8月に発生した台風10号により最も被災した土淵町の準用河川山口川の災害復旧工事では、河床への現地発足石の植石設置や環境保全型ブロックの使用など、環境へ配慮した工事を実施しました。

また、生活排水の浄化対策を進め、河川や水路の水質保全を図りました。

イ 生物の多様性を確保する

(ア) 野生動植物との共生

ハヤチネウスユキソウをはじめとする貴重な高山植物や野鳥の宝庫である早池峰国立公園、貴重な植物の群落を有する岩手県自然環境保全地域の琴畑湿原など、市内には遠野特有の自然が数多くあります。

貴重な自然環境を良好に維持するため、自然環境保全地域である荒川高原、琴畑湿原及び大洞カルストに遠野市自然保護指導員を各2人ずつ配置し、巡回や利用者への指導など、延べ260日活動を行ったほか、早池峰国立公園では関係機関と連携し、盗採防止パトロールを12回、移入植物駆除作業を2回行いました。

近年、特定外来生物の定着や生息地の拡大により、在来種への影響が懸念される状況となってきています。

また、ニホンジカは貴重な高山植物を有する早池峰国立公園周辺でも確認されており、農地のみならず森林での枝葉食害、剥皮被害などの影響が広がっています。

特定外来生物や増え続けるニホンジカの問題は、市域を越えた対策が必要であり、県などの関係機関と連携した被害防止対策が求められています。

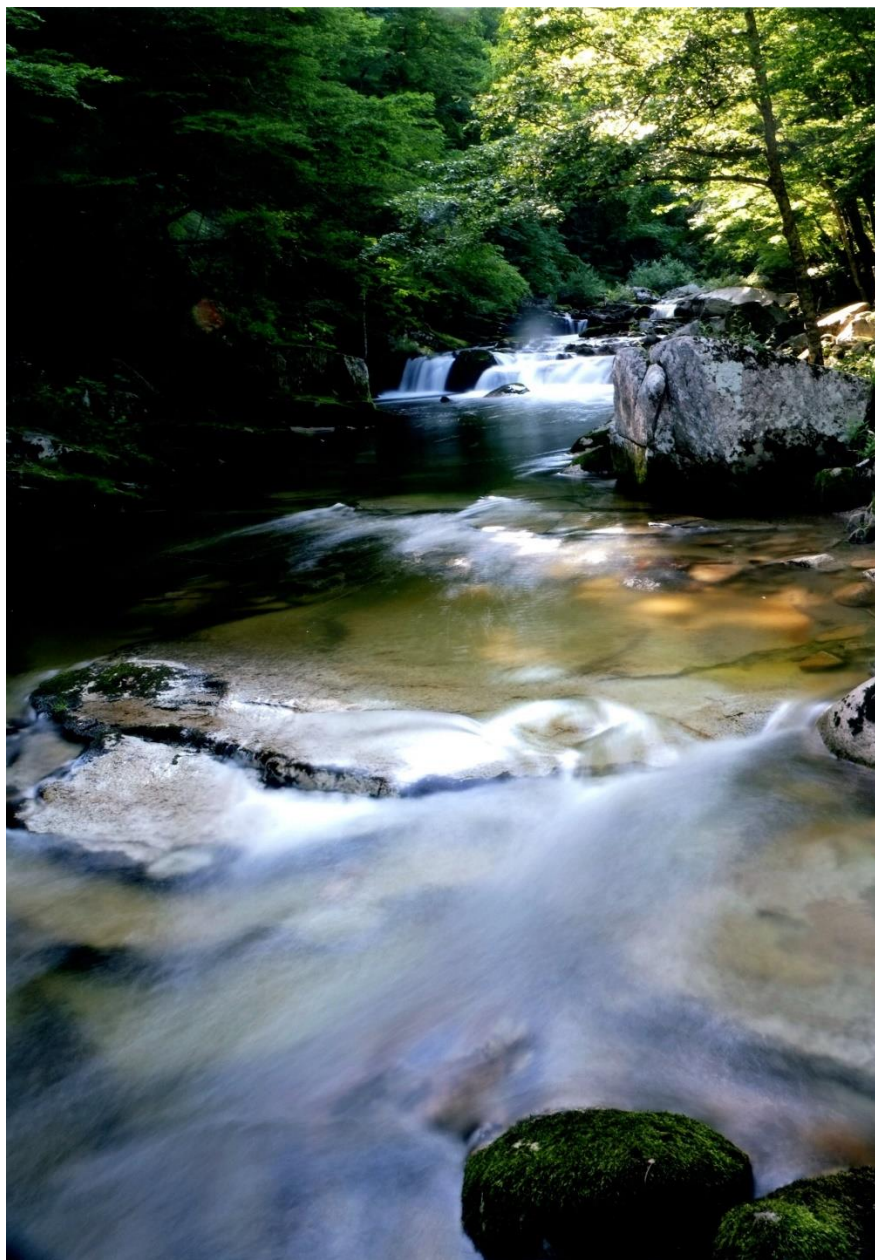
なお、本市では、ニホンジカ被害対策として平成16年度から有害捕獲と狩猟を実施し、平成29年度は1,264頭、平成30年度は1,425頭を駆除しており、年々駆除頭数を増加させ、捕獲圧を高めています。

※捕獲圧とは…有害捕獲や狩猟等によって野生鳥獣に対し、与える影響のこと。

(イ) 野生動植物の生息・生育環境の保全・再生・創出

岩手の希少な野生生物をまとめた『いわてレッドデータブック』でAランク（絶滅危惧）に指定されているクロシジミ（黒小灰蝶）が市内に生息しており、土地所有者の協力を得ながら保護に取り組みました。

また、本市にはその他にも希少な動植物が多数生息しており、定期的に生息確認を行っています。



平成 30 年度環境フロンティア遠野写真コンテスト 作品テーマ「遠野の風」

優秀賞 『清流』 菊池 茂さん（宮守町）

(3) 基本目標3「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

ア 緑地を確保する

(ア) 公園緑地の確保

市街地にある駅前広場、蔵の道ひろば、鍋倉公園及び早瀬川緑地並びに郊外にある遠野運動公園、市民の森公園及び各地区農村公園等において、地域住民、観光客が集い憩える潤いのある空間の維持管理に努めました。

鍋倉公園では、樹木の植樹、園路等の案内板の修繕を行い、利用者に気持ちよく散策を楽しんでもらえるよう環境整備をしました。

今後も快適で潤いのある緑地空間の保全に努めていきます。

(イ) 緑化の推進

椴川^{かばかわめ}目市有林において、「未来につなぐ森づくり」をテーマに市民参加の遠野市緑化祭『里山フェスタ2018』を開催し、参加者491名によりカラマツを植樹し、里山作りを行いました。

平成23年4月から市内全域が県で定める松くい虫被害地域に指定されており、被害拡大防止のため、平成30年度は610本（処理量632.18^m）の被害木を駆除したほか、景観保全のため、409本（処理量305.85^m）の枯死木を処理しました。

また、健全なアカマツを有効活用するため、アカマツを全伐し、広葉樹林化を図る事業にも新たに取り組み、555.84^mを伐採しました。

今後も松くい虫被害の拡大防止を図り、市内の山林を保護していきます。

イ 身近な自然とのふれあいを促進する

(ア) 身近な自然とのふれあいを促進

東北自然歩道に指定されている遠野物語のみち、五百羅漢のみち等の管理を行い、自然に親しむ環境づくりに努めました。

また、市内小学校及び児童館等で、水生生物調査を実施し、子どもたちが地域の河川の水質状況を確認するとともに、自然とふれあう機会を創出しました。

ウ 良好な景観を保全・形成する

(ア) 良好な景観を保全・形成

遠野らしさを醸し出す「自然景観」「農村景観」「都市景観」、各景観の保全・形成を図るために、大規模な建築や開発にあたっては、「遠野市景観計画」に基づき、適正な景観形成のための指導及び誘導に努めました。

また、里山区域及び田園区域においては、多面的機能支払交付金事業活動組織が中心となり、地域住民も参加して花苗の植栽活動などに取り組み、農村環境の保全と美しい風景の形成に努めました。

エ 地域の歴史的・文化的環境を保全・継承する

(ア) 歴史的・文化的環境の保存・活用

指定文化財の現況を確認し、適切な保護に努めるとともに、新たな文化財指定等について調査を実施しました。また、市民の理解と文化の向上に資するため、各種教室を開催しました。

遠野遺産として新規7件を認定するとともに、市民協働の理念に基づき、みんなで築くふるさと遠野推進事業を活用し、遠野遺産7件の保全・環境整備事業に取り組みました。

また、郷土芸能の保存継承を目的として、共演会の開催及び用具整備等の支援（6団体）を行うとともに、各団体の演目を映像により記録保存し、伝統文化の保存継承に努めました。



平成30年度環境フロンティア遠野写真コンテスト 作品テーマ「遠野の風」

優秀賞 『神木を守る神社』 藤田 賢次郎さん（花巻市）

(4) 基本目標4「循環型社会の構築」を目指して

ア 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する

(ア) ごみの発生抑制

ごみ排出量抑制を図るため、遠野市公衆衛生組合連合会と連携し、ごみ減量化物品のあっせん、生ごみ処理機等購入助成を実施したほか、遠野テレビCMでごみ分別・適正排出を呼び掛けました。また、ごみ減量、ごみ処理費用の応分負担等を図るため、事業系等の可燃ごみの処理手数料有料化について、平成29年度から引続き検討を行い、平成31年4月の導入に至りました。

平成30年度の市民一人1日当たりのごみ排出量は916gと前年度比で44g増加し、総排出量も9,106tとなり前年度比で234t増加しました。増加した主な要因は、可燃ごみ処理手数料有料化前の駆け込み排出などが考えられます。

今後も、環境学習会や広報遠野、遠野テレビを活用し、ごみの分別と減量の啓発活動を展開します。

(イ) 再利用・再生品の利用の拡大

衣類と小型家電を資源ごみとして回収し、資源の再利用を推進しました。また、事務用紙には再生紙を利用するなど、グリーン購入に努めました。

(ウ) 資源回収と再資源化

遠野市公衆衛生組合連合会は、登録団体が資源物を回収し、回収業者に売却する取組に対して奨励金を交付し、資源回収を推進しました。平成30年度は53団体が資源回収団体に登録し、302tの資源回収が行われました。

市では、平成30年度に紙類、ビン類、カン類等の資源ごみを1,502t（前年度比27t増）収集し、再資源化を推進しました。

(エ) 水の循環システムの健全性の維持

遠野市一般廃棄物（生活排水）処理基本計画に基づき、公共下水道、農業集落排水、浄化槽を普及し、生活排水の浄化に努めます。

また、本計画に基づく、環境に配慮した資源循環型生活を推進します。

イ 廃棄物の適正処理を推進する

(ア) 廃棄物の適正処理

遠野中継センターに搬入された可燃ごみは岩手中部クリーンセンターで広域処理したほか、廃棄物再生利用施設に搬入された不燃ごみ、資源ごみ等については、ごみ種類に応じた破砕などの中間処理を経て、最終処分等を行いました。また、ごみ分別ポスターの全戸配布と遠野テレビを活用したごみ分別辞典の放送、環境学習会開催などにより、家庭系ごみの適切な分別と適正排出について市民周知を行いました。

事業系ごみについては、ごみ処理手数料の有料化検討に際し実施した事業者説明や適正処理の手引き配布などにより、事業系一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理と排出について、事業者理解を図りました。

(イ) 不法投棄の防止と環境美化の推進

不法投棄は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の違反行為であることから、警察と

協力して投棄者の特定等に取り組んだほか、民間企業、関係団体等と連携して不法投棄回収を実施しました。

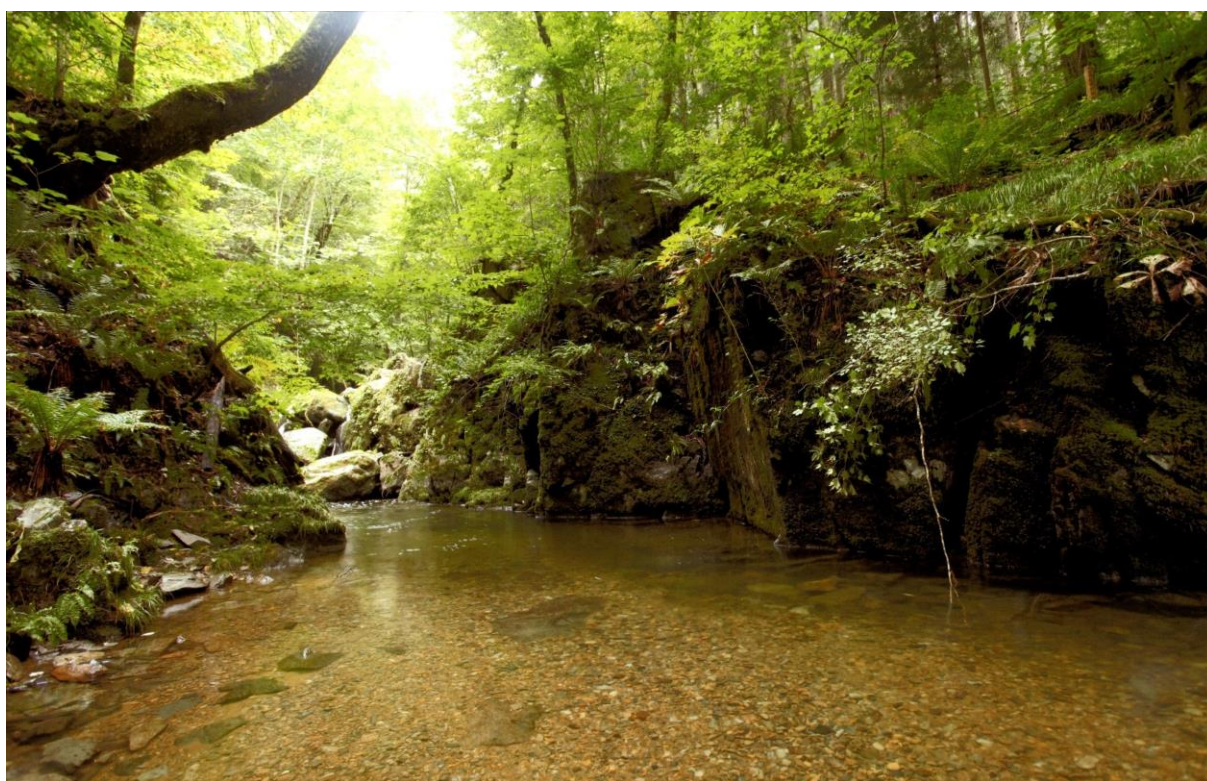
なお、地区活動として実施される環境パトロール等で回収された不法投棄物を処理しました。

平成30年度の不法投棄物回収処理は、テレビ8台、冷蔵庫2台、タイヤ33本等でした。

(ウ) 監視体制の充実

不法投棄防止及び投棄者特定のため、各町に監視カメラを配布し、不法投棄常習地等に設置したほか、不法投棄は法律上重い罰則がある等の看板を設置しました。

不法投棄と同様に禁止されている野外焼却についても、広報遠野、音声告知放送で注意喚起をするとともに、警察及び消防と連携して指導に取り組みました。



平成30年度環境フロンティア遠野写真コンテスト 作品テーマ「遠野の風」

佳作 『黒カッパの住家』 菊池 英機さん (小友町)

(5) 基本目標5「地球環境の保全」を目指して

ア エネルギーを有効に利用する

(ア) 省エネルギーの促進

本市は、第3次遠野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（計画期間：平成28年度～平成32年度）を策定し、市役所業務における温室効果ガス排出量抑制に対する目標を掲げ取り組んでいます。

温室効果ガスは電気、A重油、灯油、ガソリン、軽油及びLPガス使用量から算出されることから、エネルギーの合理的な利用は温室効果ガス排出量抑制に結びつきます。

平成30年度実績では、全庁で継続的に取り組んできたノー残業デー、昼休みの消灯等の運動の定着、とびあ庁舎、遠野健康福祉の里、宮守総合支所のLED化によりエネルギー使用量が減少しました。

今後もこれまで継続的に行ってきた地道な節電に加え、市内商店街等の街路灯のLED化など、設備面での省エネルギー化を進めていきます。

(イ) 新エネルギー利用の促進

本市では地域の特性を踏まえ、木質バイオマスエネルギー利用設備の導入を進めています。

平成30年度末時点での木質バイオマスエネルギー導入施設は公共施設において10施設となっています。

また、遠野市新エネルギービジョンに基づき、太陽光発電、太陽熱、バイオマスエネルギーなど、環境にやさしいクリーンエネルギーの活用を推進するとともに、遠野市スマートエコライフ推進事業により、一般住宅への太陽光発電設備、家庭用蓄電池、家庭用燃料電池システム、自然冷媒ヒートポンプ給湯器の導入を促進しています。

イ 地域において地球環境の保全に貢献する

(ア) 地球温暖化対策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出割合の約98%を占める二酸化炭素の排出を抑制することが、地球温暖化防止に大きく寄与します。

平成30年度の遠野市役所の事務事業により排出される二酸化炭素の量は、11,424 t-CO₂で、第3次遠野市地球温暖化対策実行計画の排出抑制目標を達成しましたが、今後も温室効果ガス排出量抑制対策が課題となってきます。

(イ) オゾン層の保護

オゾン層破壊の原因となるフロン類は、冷蔵庫やエアコンなどの家電製品に利用されています。

平成27年4月にフロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（通称：フロン排出抑制法）が施行され、フロン類利用機器に携わるすべての事業者・使用者（管理者）に設備の点検や整備・修理履歴の記録・保存などの適切な管理が義務づけられました。

平成30年度末時点で市の管理対象機器からの漏えい量はゼロでした。国への報告義務の対象となる漏えい量1,000 t-CO₂未満であることから、報告は不要だったものの、今後も定期的な点検管理を行い、適正な運用に努めます。

(ウ) 酸性雨対策

酸性雨の原因となる主な物質は、工場・事業場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物を含むばい煙です。

ばい煙を発生させる工場は特定工場に指定されており、公害防止管理者を選任し、県に届け出ることが義務づけられています。

(エ) 森林の保全

本市の面積の約8割を占める森林は、水源のかん養や山の保全をはじめ、二酸化炭素の吸収源などの多面的機能を有しています。

今後も除間伐等の適切な森林整備を推進します。



平成30年度環境フロンティア遠野写真コンテスト 作品テーマ「遠野の風」

佳作 『たかむろ水光園・たそがれの時』 小笠原 邦雄さん（盛岡市）

3 環境指標及び数値目標の実績

基本目標1 「健康で潤いのある生活」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (30 年度)	実績 B (30 年度)	達成率 (B/A×100)	担当
BOD環境基準達成率※1	100.0%	100.0%	100.0%	環境課
水道管路の更新延長	4,460m	5,455m	123.1%	上下水道課
水洗化率	63.7%	64.8%	101.7%	
中心市街地通行者数	3,928 人	2,256 人	57.4%	商工労働課

※1 BOD環境基準達成率：公共用水域の水質については、市内A類型指定の2河川4箇所と類型指定のない8河川9箇所
 所で水質調査を実施。調査項目のうち「BOD」生物化学的酸素要求量は、20℃ 5 日間で微生物が河川水や排水
 中の汚染物質（有機物質）を分解するときに必要なとする酸素量のこと。市内河川は全てこの基準
 値以内で、水質は良好な状態を保っている。（P21 参照）

基本目標2 「生物の多様性の確保」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (30 年度)	実績 B (30 年度)	達成率 (B/A×100)	担当
自然環境保全地域数 ※1	4 箇所	4 箇所	100.0%	環境課
特定植物等群落数 ※2	8 箇所	8 箇所	100.0%	
鳥獣保護区数 ※3	7 箇所	7 箇所	100.0%	農林課
多面的機能支払事業 取組農地の割合	60.1%	59.4%	98.8%	
中山間地域等直接 支払事業取組農地の割合	22.9%	21.3%	93.0%	

- ※1 自然環境保全地域 … 早池峰国定公園（附馬牛町）、荒川高原（附馬牛町）
（ ）は位置
大洞カルスト（附馬牛町）、琴畑湿原（土淵町）
- ※2 特定植物等群落 … 早池峰山の高山植物（附馬牛町：早池峰山高山帯）
早池峰山の針葉樹林（附馬牛町：早池峰山高山帯一帯）
猿屋裏の高層湿原（附馬牛町：天野山）
薬師岳のアオモリトドマツ林（附馬牛町：薬師岳中腹以高-山頂部）
琴畑の中間湿原（土淵町：石仏山北方山落葉沢）
六角牛山のエゾスグリ（青笹町：六角牛山中腹以高-山頂部）
片岩の石灰岩植物（上郷町：片岩）
貞任のハンノキ林（土淵町：貞任）
- ※3 鳥獣保護区 … 早池峰山〈特別保護地区〉（附馬牛町）、たかむろ（土淵町）
（ ）は位置
遠野市鍋倉城（遠野町）、遠野市小友（小友町）
遠野市上郷町中山（上郷町）、砥森山（宮守町）、仙人峠（上郷町）

基本目標3「自然景観、伝統文化の保全」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (30年度)	実績 B (30年度)	達成率 (B/A×100)	担当
遠野遺産認定件数	146 件	157 件	107.5%	文化課
指定文化財 説明板設置件数	92 基	96 基	104.3%	

基本目標4「循環型社会の構築」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (30年度)	実績 B (30年度)	達成率 (※下記参照)	担当
市民一人1日当たりのごみ排出量	834 g	916 g	91.0% (A/B×100)	環境課
公共施設への木質バイオマスボイラー導入	1,860kW	3,744 kW	201.2%	政策担当

※ 市民一人1日当たりのごみ排出量の達成率は、排出量を減らす目標であることから、A/B×100で求めます。

基本目標 5 「地球環境の保全」を目指して

■ 数値目標と達成率

項目	目標 A (30 年度)	実績 B (30 年度)	達成率 (B/A×100)	担当
森林整備面積	547 ha	479 ha	87.6%	農林課
民有林再造林面積	42.0ha	55.3 ha	131.7%	
市民環境団体登録数	68 団体	72 団体	105.9%	環境課
小中学校等環境学習の実施	79 回	101 回	127.8%	
市内の太陽光発電設備容量	2,580kW	7,771kW	301.2%	政策担当
公共施設への電気自動車 充電器整備	5 基	5 基	100%	
商店街街路灯 LED化促進事業	6 団体	1 団体	16.7%	商工労働課

4 環境の現状

(1) 自然環境

ア 気候

平成30年の気候及び過去5年間の気象状況は次のとおりとなっています。

■ 遠野市の気温（平均・最高・最低）、降水量、最深積雪

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年平均
気温 (°C)	平均	9.3	10.3	10.0	9.4	9.9	9.8
	最高	32.9	33.9	32.9	33.2	34.9	33.6
	最低	-16.4	-13.3	-14.3	-18.0	-17.9	-16.0
年間降水量 (mm)		1,359.0	988.5	1,160.0	1,087.0	1,121.5	1,143.2
最深積雪 (cm)		33	18	32	14	32	26

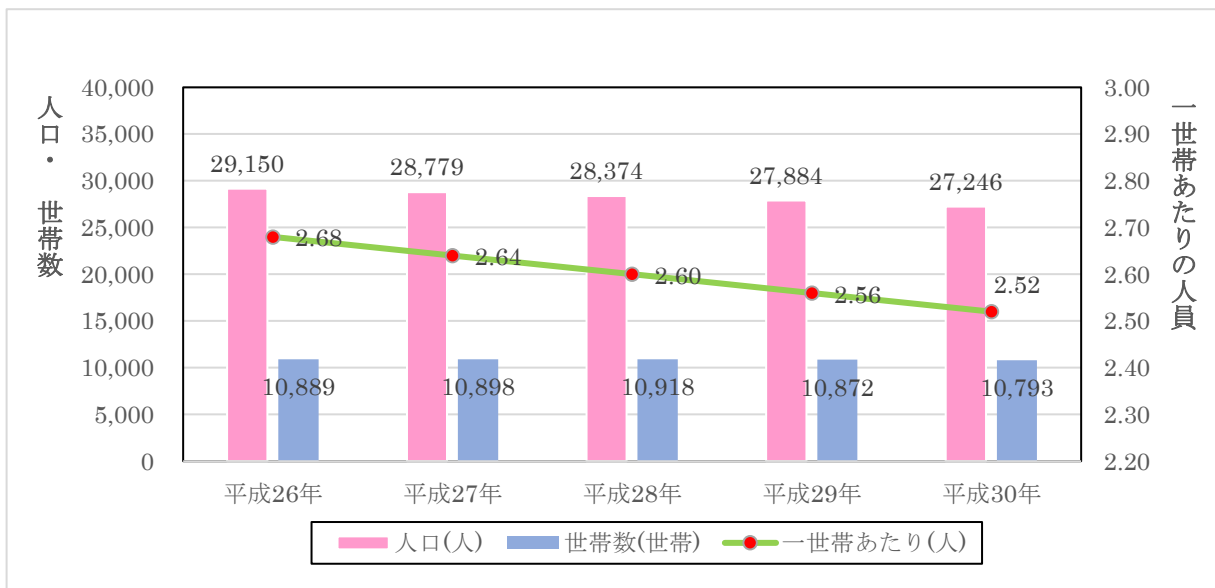
気象庁 遠野 年ごとの値から抜粋

(2) 社会環境

ア 人口

平成30年9月末人口は27,246人で減少傾向、世帯数は10,793世帯で減少傾向となっています。1世帯当たりの人数は2.52人となっています。

■ 人口、世帯数の推移

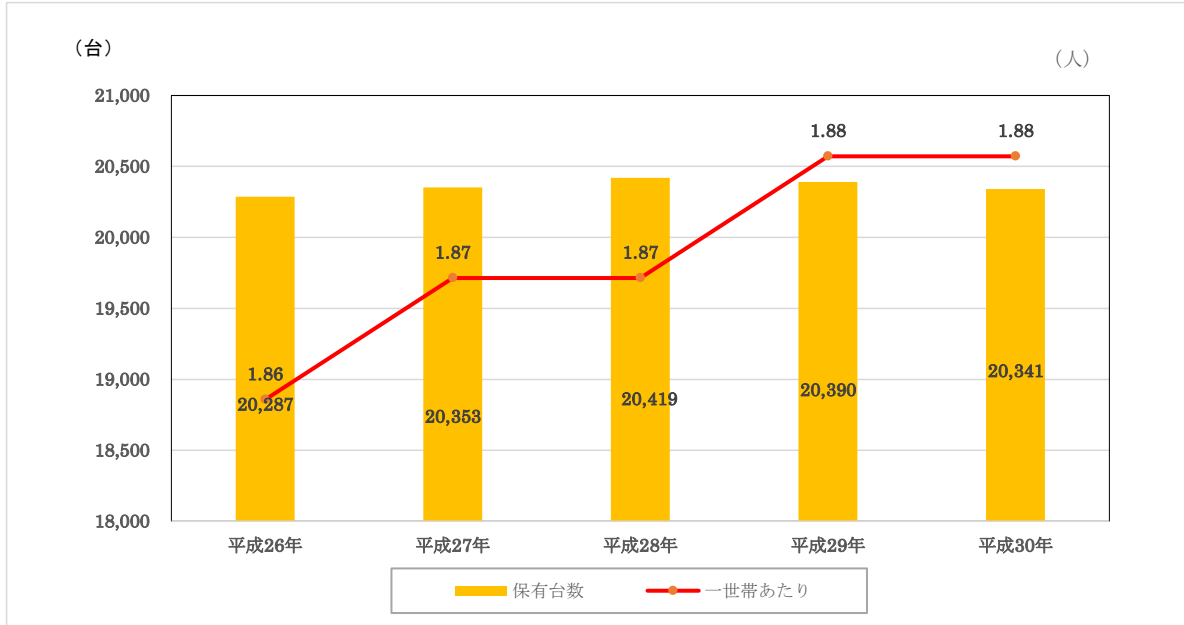


総務部市民課 住民基本台帳における各年9月30日時点の値による

イ 交通

平成30年度の自動車保有台数（乗用車と軽自動車の合計）は20,341台で、1世帯当たり保有台数は1.88台となっています。

■ 自動車保有台数の推移（乗用車と軽自動車の合計）



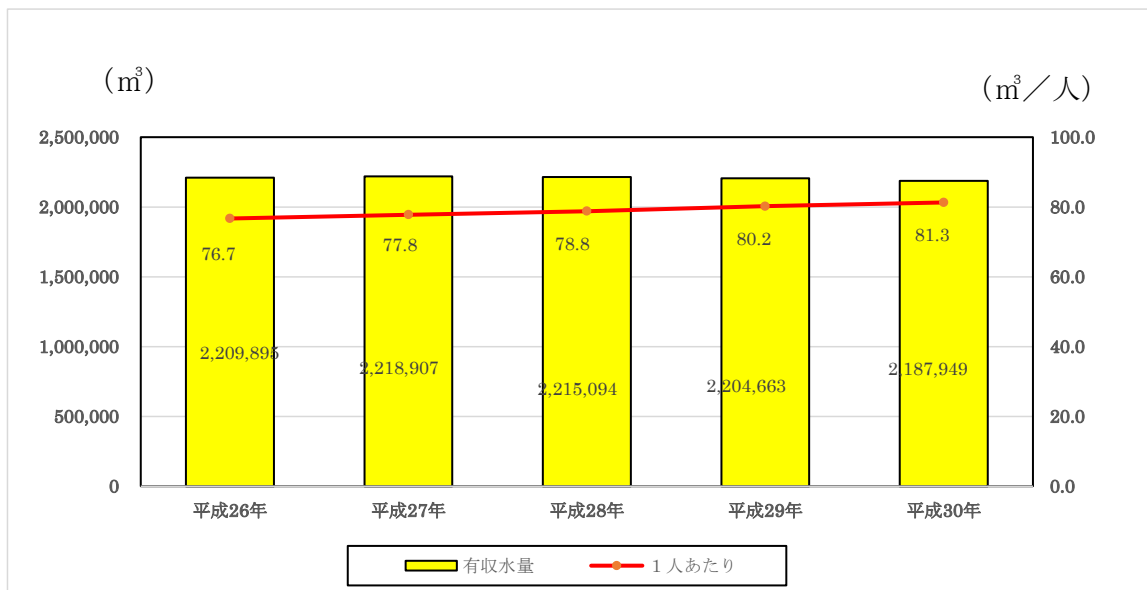
東北運輸局自動車技術安全部

ウ 水道

水道の有収水量は、平成30年度 2,187,949^mで、平成26年度と比べ0.9%減、平成29年度と比べると0.7%減となっています。

一方、市民一人当たりの有収水量は、平成30年度は81.3^m／人です。トイレの水洗化など、ライフスタイルの変化に伴い平成26年度と比べて6.0%増加しています。

■ 水道有収水量の推移



環境整備部上下水道課

(3) 生活環境

ア 大気環境

市の放射線に対する取り組みとして、市内11小学校の校庭の地表付近（地上1 m、50cm、5 cmのそれぞれの高さ）の放射線量を測定しています。測定結果は、国の定めた放射性物質の除染基準【空間線量が1時間当たり0.23 μ Sv（年間1 m Sv）】を下回っています。

■ 平成30年度市内小学校校庭空間放射線量測定結果 (単位： μ Sv/時)

場所 (小学校)	地表高	測 定 月					
		4月	6月	8月	10月	12月	2月
遠野	1 m	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04
	50 cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
	5 cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
綾織	1 m	0.05	0.05	0.04	0.04	0.05	0.05
	50 cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	5 cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.06
小友	1 m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
	50 cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
	5 cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
附馬牛	1 m	0.04	0.05	0.04	0.04	0.05	0.04
	50 cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.05	0.05
	5 cm	0.04	0.05	0.05	0.05	0.06	0.05
遠野北	1 m	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
	50 cm	0.05	0.05	0.06	0.06	0.05	0.05
	5 cm	0.05	0.05	0.07	0.07	0.04	0.04
土淵	1 m	0.06	0.06	0.05	0.05	0.06	0.06
	50 cm	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
	5 cm	0.05	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
青笹	1 m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05
	50 cm	0.05	0.06	0.05	0.05	0.05	0.06
	5 cm	0.06	0.05	0.05	0.05	0.04	0.05
上郷	1 m	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
	50 cm	0.05	0.05	0.05	0.05	0.05	0.04
	5 cm	0.05	0.05	0.04	0.05	0.04	0.04
宮守	1 m	0.04	0.04	0.03	0.03	0.03	0.04
	50 cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
	5 cm	0.04	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04
達曽部	1 m	0.04	0.04	0.05	0.05	0.03	0.04
	50 cm	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04	0.03
	5 cm	0.04	0.05	0.06	0.06	0.04	0.04
鱒沢	1 m	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04
	50 cm	0.05	0.05	0.04	0.04	0.04	0.04
	5 cm	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.04

環境整備部環境課

イ 水環境

< 河川 >

河川の水質調査は、公共用水域でA類型指定となっている2河川4箇所と、類型指定のない8河川9箇所で実施しました。

水質検査の調査項目及び結果は次のとおりです。

■ 水質調査の調査項目

A類型	環境省が河川の水の利用目的等に応じてAA類型からE類型まで定めており、AA類型が最もきれいな河川である。県内の河川は岩手県で類型指定している。
水素イオン濃度 (pH)	水溶液の性質を示す指標。pH7のとき中性、数値が上がるとアルカリ性、低くなると酸性を示す。河川水は通常7付近だが、下水や工場排水、植物プランクトンの光合成などにより数値が増減する。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	20℃5日間で微生物が、河川水や排水中の汚染物質(有機物質)を分解するときに必要な酸素量。この数値が大きいほど、汚染物質が多いことを示す。
浮遊物質 (SS)	水中に懸濁している不溶性物質を総称し、「懸濁物質」という場合もある。水の濁りの原因となるものとして、粘土、有機物、プランクトンのほか各種産業排水や生活排水中の微細な物質などが挙げられる。
溶存酸素量 (DO)	溶存酸素とは一般に液相中または水中に溶解している分子状酸素をいう。溶存酸素量は水温や気圧、他の溶質の影響を受け、水温の上昇とともに減少し、大気中の酸素分圧に比例して増加する。 河川の上流では、ほぼ飽和に近い溶存酸素が含まれているが、下水や工業排水などに汚染された下流では、有機腐敗性物質や他の還元性物質などによって消費されることから、この数値が小さいほど汚染の度合いが高いことを示す。

■ A類型河川の水質調査4項目2回のうち、過去5年間に基準値を超えた回数

(単位：回)

類型	水採取場所	H26	H27	H28	H29	H30
A 類 型	猿ヶ石川(駒木橋付近)	0	0	1	0	0
	猿ヶ石川(遠野浄化センター付近)	0	0	1	0	0
	猿ヶ石川(JR釜石線猿ヶ石橋梁付近)	0	0	0	1	0
	小友川(常楽寺橋付近)	0	0	0	0	0

環境整備部環境課

■ 平成30年度市内河川水質調査結果

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
環境基準(A類型)		6.5以上8.5 以下		2mg/l以下		25mg/l以下		7.5mg/l以上	
年度 河川名		H30	5年前 (H25)	H30	5年前 (H25)	H30	5年前 (H25)	H30	5年前 (H25)
A 類 型	猿ヶ石川 (駒木橋付近)	7.6	7.4	<0.5	1.0	<1	4	9.7	9.9
		7.4	7.5	0.5	0.6	<1	1	11.0	14.6
	猿ヶ石川 (遠野浄化セン ター付近)	7.5	7.3	<0.5	1.0	2	6	8.9	9.6
		7.6	7.5	<0.5	0.5	<1	1	10.0	14.7
	猿ヶ石川 (JR釜石線猿ヶ石 川橋梁付近)	7.4	7.5	<0.5	0.9	1	3	9.2	9.6
		7.6	7.5	0.7	0.8	<1	2	10.0	14.4
小友川 (常楽寺橋付近)	7.6	7.6	<0.5	1.1	1	4	9.7	9.9	
	7.7	7.8	<0.5	<0.5	<1	1	11.0	13.4	

項目		水素イオン濃度 (pH)		生物化学的酸素 要求量(BOD)		浮遊物質量 (SS)		溶存酸素量 (DO)	
年度 河川名		H30	5年前 (H25)	H30	5年前 (H25)	H30	5年前 (H25)	H30	5年前 (H25)
類 型 指 定 な し	長野川 (大洞橋付近)	7.4	7.6	<0.5	1.5	<1	<1	9.1	9.7
		7.7	7.7	0.6	0.6	<1	1	12.0	13.4
	来内川 (板洞橋付近)	7.6	7.6	<0.5	0.7	5	5	9.4	9.7
		7.6	7.5	0.7	<0.5	1	1	12.0	14.0
	来内川 (長洞橋付近)	7.4	7.4	<0.5	1.4	2	3	9.4	9.4
		7.4	7.4	<0.5	0.8	<1	<1	12.0	13.5
	猫川 (羽場橋付近)	7.5	7.5	<0.5	0.9	<1	2	9.0	9.4
		7.5	7.4	<0.5	1.8	<1	1	13.0	14.3
	宮守川 (吉金橋付近)	8.0	7.9	<0.5	0.6	2	5	9.0	9.9
		7.9	7.9	0.6	0.8	<1	1	10.0	13.6
	塚沢川 (塚沢橋付近)	8.0	8.1	<0.5	0.9	<1	4	9.5	10.0
		8.0	8.1	0.7	1.0	<1	<1	10.0	13.2
	宿川 (立川橋付近)	7.8	8.0	<0.5	0.8	<1	<1	9.4	10.0
		7.8	7.9	0.6	0.9	1	1	10.0	13.3
	家老沢川 (沢田橋付近)	8.3	7.9	0.5	1.5	<1	2	9.9	9.3
		7.9	7.9	0.8	1.0	<1	1	9.9	14.1
清水川 (下鱒沢12地割)	8.0	8.1	<0.5	1.0	<1	2	9.9	10.2	
	8.1	8.0	0.6	<0.5	<1	1	9.9	11.9	

環境整備部環境課

※「<」は未満表示(定量下限値)

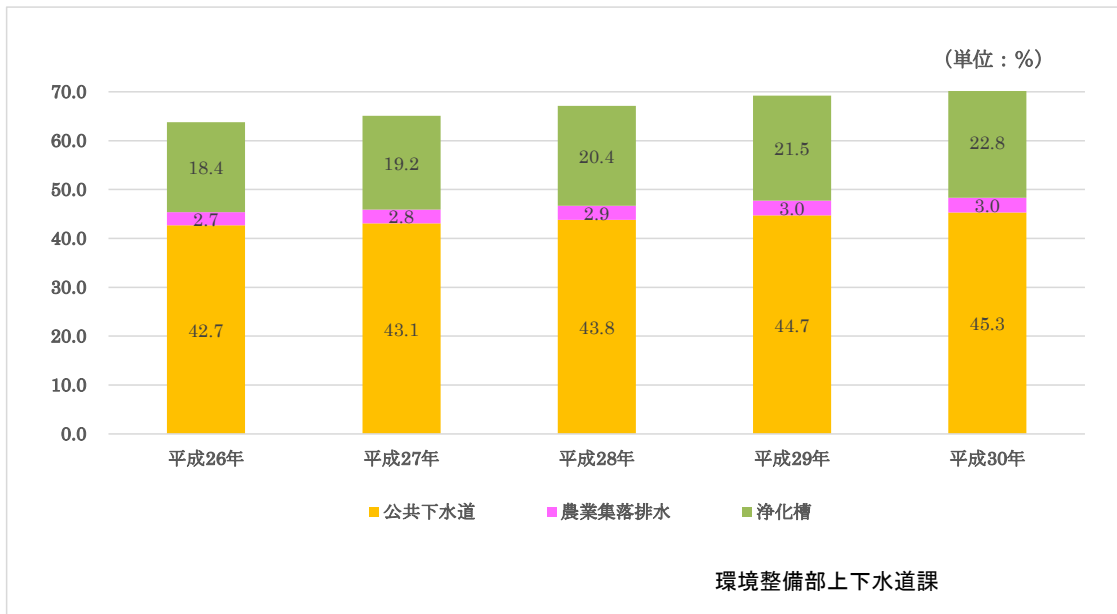
※平成30年度は、測定を年2回実施(9月(上段)・1月(下段))

< 生活排水 >

生活排水対策事業として、公共下水道、農業集落排水事業及び浄化槽設置事業を実施しています。

平成30年度末における公共下水道の整備面積は、遠野処理区と宮守処理区を合わせて521ha、管渠延長は112km、普及率は45.3%です。また、農業集落排水の普及率は3.0%、浄化槽の普及率は22.8%です。

■ 市全体における公共下水道、農業集落排水及び浄化槽の普及率推移



市内のし尿処理量は次のとおり推移しています。
人口の減少に伴い、し尿処理量も減少傾向となっています。

■ し尿処理量 (単位：kℓ)

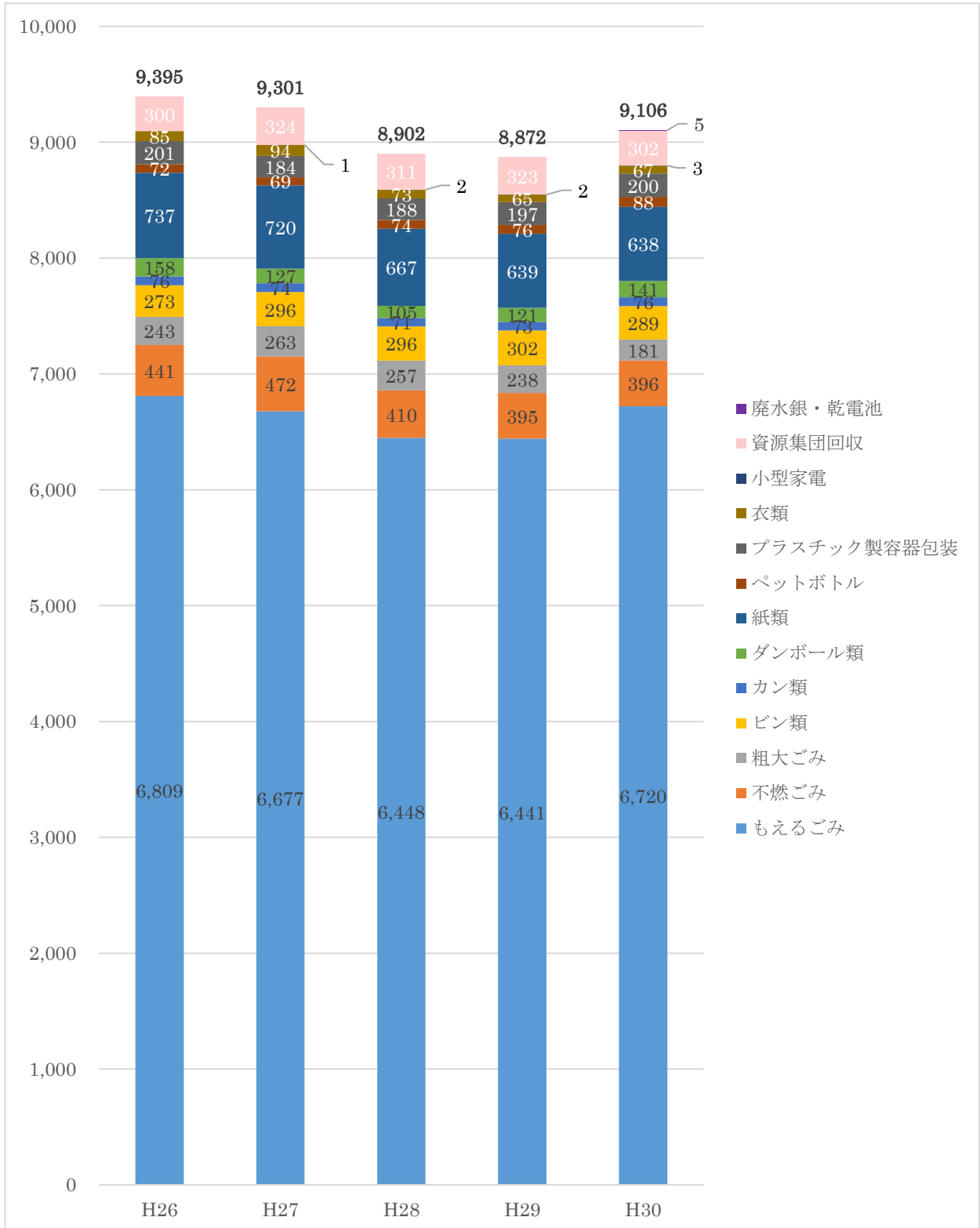
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
し尿処理量	19,428	18,573	17,998	18,191	18,187

環境整備部環境課

ウ 廃棄物

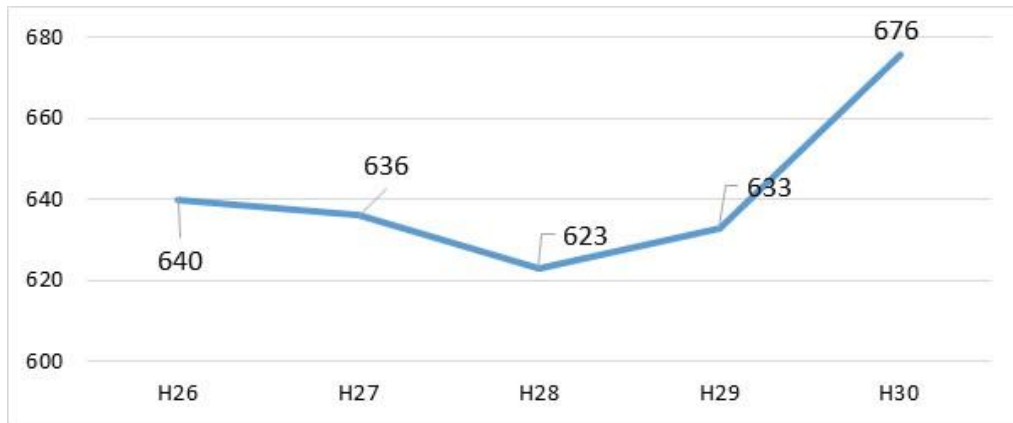
平成26年度から平成30年度までの本市のごみ排出量の推移は次のとおりです。
 ごみ総排出量は平成29年度まで減少傾向でしたが、平成30年度に増加しました。

■ 市内すべてのごみ収集量の推移 (単位：t)



環境整備部環境課

■ 市民一人1日当たりのもえるごみ排出量の推移（単位：g）



環境整備部環境課

■ ごみ減量化に向けた助成実績の推移

	単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
生ごみ処理容器	基	61	49	32	39	23
生ごみ処理機	基	15	9	2	1	2
資源集団回収奨励金事業	団体	48	50	52	55	53
資源集団回収量	t	299	324	319	322	302

環境整備部環境課

エ 公害苦情

典型7公害（下表参照）に関する新規受理苦情はなく、概ね良好に保たれています。

平成25年度で完結した騒音の事案は、平成15年6月に申立てがあった低周波による健康被害です。苦情申立人に健康被害がないことを確認し完結しています。

悪臭は、平成19年1月から継続している事案です。原因者とは随時協議し、悪臭対策の指導や進捗状況の確認を行っています。

騒音・振動に関する規制区域は、遠野都市計画区域内の用途地域が対象範囲です。

■ 公害苦情発生状況（単位：件）

	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	計
平成26年度	0	0	0	0	0	0	1	1
平成27年度	0	0	0	0	0	0	1	1
平成28年度	0	0	0	0	0	0	1	1
平成29年度	0	0	0	0	0	0	1	1
平成30年度	0	0	0	0	0	0	1	1

環境整備部環境課

(4) 環境保全活動

ア 活動の状況

『環境フロンティア遠野』は、遠野市環境基本計画を市民の立場から推進することを目的とする市民環境団体です。

平成30年度は、「明日の遠野の環境を考えるフォーラム2018」の開催や、標語・ポスターコンクール、写真コンテストを行い、環境保全意識の啓発活動に取組みました。

環境フロンティア遠野を構成する会員は、19団体6個人です。

■ 環境フロンティア遠野構成団体の環境活動（平成30年度）

団体名	活動内容
社団法人岩手県建設業協会 遠野支部	環境美化活動、市街地水路の清掃、遠野かつばロード及びモニュメント清掃、花火大会打ち上げ場所及び観客席周辺草刈り、花火大会後ゴミ拾いほか
社団法人岩手県建築士会遠野支部	景観形成に関する調査・研究・発信 ほか
社団法人岩手県自動車整備振興会 遠野支部	マイカー点検教室(エコドライブ方法等)、通行車両街頭検査(灯火装置点検、外観検査、不正改造車両等)、水路掃除、歩道の草刈り ほか
上猿ヶ石川漁業協同組合	河川清掃、稚魚放流 ほか
NPO法人遠野エコネット	田瀬湖一斉清掃&ごみ川柳大会、マイリバー猿ヶ石、田んぼの学校、夏のエコキャンプ、水源の森づくりプロジェクト、遠野・薪づくり倶楽部開催、炭焼き体験会、遠野・山の見えるセミナー ほか
遠野市公衆衛生組合連合会	ごみの減量・資源化の推進(資源集団回収、生ごみ処理容器購入助成) 地域環境美化活動の推進 ほか
遠野市地域婦人団体協議会	生ごみの減量・資源化、各種環境美化活動の参加 ほか
遠野市母子寡婦福祉協議会	道路清掃、環境美化活動 ほか
遠野市PTA連合会	河川清掃、環境美化活動、資源集団回収 ほか
遠野商工会	環境美化活動、清掃活動、花壇整備 ほか
遠野地区更生保護女性の会	他団体との連携による環境保全活動の推進、花いっぱい運動の花植え、花壇整備、児童館の畑づくり ほか
遠野地方森林組合	木工団地内道路清掃、環境整備、遠野市緑化祭での植樹指導 ほか
花巻農業協同組合 遠野地域営農センター	環境保全活動(道路清掃) ほか
岩手県旅館ホテル生活衛生 同業組合遠野支部	ごみの減量推進、各種研修会の実施 ほか
蓮池川を考える会	児童の生物観察会及びフナ釣り、蓮池川周辺の草刈り等川辺周辺の環境整備、農道への砂利敷き作業 ほか
社団法人遠野青年会議所	他団体との連携による環境保全活動の推進
宮守川上流地域環境部会	赤スモモの植栽、グランドカバープランツ研修と実践、菜の花栽培 ほか
遠野すずらん振興協同組合	環境保全啓発活動
マルキ産業株式会社	環境保全啓発活動
(個人会員)	マイバッグ普及活動、菜種栽培、環境保全啓発活動 ほか

(5) 各町の主な取組状況 (各地区センター報告)

【遠野町】

＝地区目標＝

- 道路清掃、鍋倉公園清掃、河川清掃、花いっぱい運動等環境美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 城下町としての町並みの保存や景観の創出に努めます。
- 廃棄物の減量化やリサイクルを促進します。
- 環境への関心を高めるため、環境教室・講座等を開催します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化の推進	市内一斉河川清掃及び各自治会における「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	6/8～17 8/5	全世帯
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸の清掃点検を実施、環境パトロールをしながら環境美化に努めました。	4/16～22 9/24～30	全世帯
植物に配慮した環境づくり	ホテルの生息地や水生生物に配慮しながら市内一斉河川清掃を実施しました。	8/5	全世帯
城下町としての文化的町並みの保全及び景観の創出	昔から伝わる祖霊迎いの年中行事「まつび焚き」を実施し、町家の盆行事の景観づくりに努めました。	8/13～14	47世帯
廃棄物の減量及びリサイクルの促進	各区の公衆衛生組合長や保健推進委員等により、ごみの正しい出し方やごみの減量化などの推進に努めました。	通年	全世帯
環境学習の推進	子供たちの環境学習として、小学校及び児童館において例年水生生物調査などのエコクラブ活動に取り組み、環境保全への理解を深めています。	通年	小学校、児童館

【綾織町】

＝地区目標＝

- 沿道の花いっぱい運動やごみ拾いなどの美化活動を推進します。
- 動植物に配慮した環境づくりに努めます。
- 資源回収活動を促進します。
- 環境学習に積極的に参加します。
- 生活雑排水の浄化意識の向上に努めます。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
花いっぱい運動、 環境美化の推進	各行政区に花苗と肥料を配布し、公民館や観光施設、主要道路沿いに花を植栽し、草取りなどの管理をしながら、全町的な景観形成及び美化運動に取り組むことができました。	5/1～ 9/30	延べ 1,000人
	春季・秋季清掃週間に併せて、町内各戸が環境美化に取り組むとともに、清掃点検を実施し、環境美化に努めました。	4/23～29 9/24～30	全世帯
	綾織町公衆衛生組合において、町内のごみ集積所付近を巡回・点検する環境パトロールを実施し、不法投棄の防止と環境整備の状況把握に努めました。	5/2 10/4	延べ 18人
動植物に配慮した 環境づくり	市内一斉河川清掃を実施する際に、水生生物に配慮しながら、雑草・雑木の刈り払いやごみの除去作業を行いました。	8/5	442人
資源回収活動の推進	公衆衛生組合長が中心となり、ごみの正しい出し方やごみの減量化に努めるとともに、ごみ減量スローガンの幟を設置し、地区民に対する周知活動を積極的に行いました。	通年	全世帯
生活雑排水の浄化 意識の向上	各家庭が地域の河川の水質を保全するため意識高揚に努めました。	通年	全世帯

【小友町】

＝地区目標＝

- 巖龍神社や藤沢の滝周辺の環境保全に努めます。
- ホテルの保護に努めます。
- 耕種農家と畜産農家が連携した環境保全型農業を推進します。
- 身近な川で水質調査を実施し、水辺を利用した環境教育を推進します。
- 花いっぱい運動を推進し、環境美化に努めます。
- ごみの減量、分別に努めます。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境保全活動	観光客が多く訪れる巖龍神社や藤沢の滝周辺の草刈りやごみ拾い等環境保全に努めました。各地域の農村公園の草刈、公衆トイレの定期的清掃に努めました。	6/1～ 10/31	延べ170人
ホテルの保護	ホテルの生息地調査や観察会を実施しました。産卵場所、生息域の適切な草刈りの実施により、貴重な動植物の保全意識の向上に努めました。	5/1～ 8/31	延べ80人
環境保全型農業の推進	耕種農家と畜産農家が連携して草刈りを実施し、畜産農家への餌の供給や耕種農家への堆肥の供給を実施しました。	5月中旬～ 9月中旬	
水質環境保全の推進	小学生を対象とした水生生物調査を通じて、水質保全の重要性を学習しました。河川敷の草刈を町民総参加で行いました。	8/1～ 8/7	延べ30人 延べ370人
花いっぱい運動	小友町農産物直売所（ともちゃん）や地区センターをはじめとする公共機関の花壇に植栽して美しい町づくりに努めました。並行して、草刈り、草取りを実施して環境保全も行うことができました。	5/1～ 5/31 その他 秋	延べ200人、 （草刈り、 草取り含）
廃棄物の減量化 やリサイクル率 の向上	各区の公衆衛生組合長を中心として、ごみの正しい出し方やごみの減量化などの推進に努めました。	通年	全世帯
	リサイクル率向上のために、小友小学校の協力により、空き缶、新聞紙、段ボールなどの回収に努めました。	4/1～ 10/31 通年	全世帯

【附馬牛町】

＝地区目標＝

- 猿ヶ石川の源流域として、水質保全を図ります。
- 河川清掃活動や花いっぱい運動等の環境美化活動を推進します。
- 3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動を推進し、ごみの減量化に努めます。
- 豊かな自然環境を守るため、環境保全活動の意識醸成に努めます。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
猿ヶ石川の源流域としての水質保全	附馬牛児童館利用者（小学生）を対象に水生生物調査を実施し、河川周辺の環境美化及び水質保全意識の醸成に努めました。	8 / 1	17 人
	市内一斉河川清掃の実施により、河川周辺の環境美化及び水質保全意識の醸成に努めました。	8 / 5	319 人
環境美化活動の推進	花いっぱい運動において、行政区ごとに花の植栽や除草を行い、環境美化活動の推進を図りました。	6～10月	延べ 170 人
	河川清掃と併せ、小学生とその家族が、町内の空き缶等のごみ拾いを行い、環境美化活動を行いました。	8 / 5	23 人
3R運動の推進とごみの減量化	町民運動会プログラムにごみ減量化に係る内容を掲載し啓発に努めました。	6 / 3	町内全世帯
環境保全活動の意識醸成	花いっぱい運動を開催し、行政区ごとに花の植栽や除草を行い、環境美化活動の推進を図りました。	6～10月	延べ 170 人
	附馬牛町第1区及び4区を中心に町内を巡回、パトロールし、環境保全意識の向上を図りました。	6 / 7	10 人

【松崎町】

＝地区目標＝

- 花いっぱい運動の環境美化活動や、道路・花壇の清掃活動を推進します。
- 田園風景にふさわしい景観を維持・保全します。
- 自然環境の整備・再生を推進します。
- 地域イベント等でのごみ削減に努め、リサイクルを推進します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季一斉道路清掃、市内一斉河川清掃及びマリーゴールド10,000本を道路沿いに植栽する「花いっぱい運動」の実施により、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4/1 6/24 7/29 8/5 10/14	延べ 2,765人
	自転車道の草刈作業を行いました。	8/5	249人 1区、3区
	地区センター、福祉センターを利用する団体が施設周辺の草取りやサッカー場のごみ拾いを行い、環境美化の高揚に努めました。	5月～10月	延べ 約300人
田園風景の景観維持・保全	ホテルが生存しやすい環境適地調査と生息環境の整備を行う。 (自然豊かな松崎を考える会チーム)	通年	7人
自然環境の整備・再生の推進	松崎町地域づくり連絡協議会女性部が持ち寄った使い古しのシーツやタオル等でウエス作りに取り組み、リユースウエス(4,130枚)として社会福祉団体へ寄付し、自然にやさしい活動に努めました。 (11回目)	7/22	13人
ごみの減量とリサイクル	町民運動会で「環境の日、環境月間」を周知し、ゴミの分別と減量を呼びかけました。	6/3	約600人
その他	松崎町公衆衛生組合において、町内を巡回・点検する環境パトロールを実施し、環境整備の状況把握に努めました。	9/7 10/4	22人

【土淵町】

＝地区目標＝

- 水源のかん養・環境保全に努めます。
- 民話のふるさとを醸し出す自然景観の保全や伝統的風習の継承に努めます。
- 森や川に親しむ環境学習会を開催します。
- 花いっぱい運動の推進や環道路清掃を実施し、環境美化活動などを積極的に推進します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
水環境の保全 美化の推進	河川清掃などの際に、9区自治会有志及び土淵地区環境保全活動協議会でカップ淵から9区地内を流れる蓮池川の川底からのごみ拾いや草刈りを実施し、水のきれいな川づくり、水辺の動植物復元に努めました。	通年	約20人
水源の涵養・ 環境保全の推 進	栃内地区堆肥生産利用組合では、畜産農家から出される糞尿を良質の堆肥にし、有機資源として農地に還元する「栃内土づくりセンター」を活用し、耕畜連携による環境保全型農業の推進に努めました。	通年	約10人
自然景観の保 全や伝統的風 習の継承	町内一斉道路清掃を行い沿道の空き缶ペットボトルの回収や、路肩の泥上げを行いました。	4/1	約600人
	土淵町地域づくり連絡協議会及び各行政区において「花いっぱい運動」に取り組み、各施設や沿道にマリーゴールド等を植栽し、環境美化に努めました。	6～10月	約500人
	貞任牧野組合では、貞任高原のごみ拾いや枝払いを行い、自然景観の保全に努めました。	6～10月	約40人
	市内一斉河川清掃により、草刈り・ごみ拾いを実施しました。	8/5	約610人
	交通安全協会会員が町内のカーブミラー清掃を実施しました。	7/29	12人
環境学習会の 開催や環境美 化活動の推進	土淵小学校児童とその父母らと、遠野東中学校に通う土淵出身の子ども達が、ビンやアルミ缶、紙類等の資源回収に努めました。	通年	児童会 東中生徒 (一部)
	土淵小学校4年生が総合の時間で環境について学習し、旧琴畑牧場にミズナラの苗木を植え、周辺の草刈り作業等を行いました。	5/24、 7/9	土淵小学 校4年生 各20人

【青笹町】

＝地区目標＝

- 花いっぱい運動を推進するとともに、河川清掃、国道沿線の草取り、身近な道路の清掃等に積極的に取り組み環境美化に努めます。
- 遠野遺産等の文化財の保存と継承の活動を推進します。
- 資源物や有価物回収の取り組みを促進するとともに、廃棄物の減量化に努めます。
- 自然環境の保全と環境学習の励行を推進します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
環境美化運動の推進	春季・秋季大掃除、市内一斉河川清掃、国道バイパス沿線の早朝草取り及び町内の主要道と公共施設周辺への花いっぱい運動の取り組みにより、町内の環境美化及び環境保全意識の醸成に努めました。	4～12月	約3,000人
	青笹町のシンボリック施設である青笹町民俗館の内外の清掃を町内単位老人クラブが輪番制で定期的に行い、良好な景観の保持と環境美化に努めました。	4～11月	約150人
	青笹地区センター施設の周辺の清掃及び樹木の剪定を青笹町老人クラブ連合会の奉仕活動として実施いただき、地域環境美化への弾みをつけました。	6月	約50人
	小・中学校の夏休み期間における親子行事として、行政区単位に市道沿線等のごみ拾い活動に取り組み、環境美化意識の高揚に努めました。	8/5	155人
文化財の保存活動の推進	青笹町しし踊り保存会の協力の下、保育園及び小学校において園児及び児童を対象に各年代に合った内容・レベルに調整しての練習機会を設けて踊り習得に取り組みました。また、それぞれの運動会や町民運動会等での披露・発表を行いました。東中学校の青笹町の生徒は遠野祭りに向け強化練習に取り組むなど「青笹しし踊り」の伝承に努めました。また、今年度は岩手県中学校総合文化祭において東中学校の青笹しし踊りを中心とした、遠野物語の語り部、全生徒による遠野市民歌の合唱の発表などが高く評価され、最優秀賞に輝き、来年度の全国中学校総合文化祭富山県大会に岩手県代表として出場する栄冠を頂きました。	5～11月	約800人
資源回収活動の推進	6月は青笹小学校PTAと東中学校の青笹町生徒が中心に町内全域を対象とした資源回収活動を行い、10月は青笹小学校PTA単独で、有価資源のリサイクルの普及・機運醸成に努めました。また、適時、行政区単位での資源集団回収への取り組みへの働きかけを行っています。	6月 10月	約300人
自然環境の保全と環境学習の励行	夏季及び秋季に行う町内環境パトロールに併せ、峠・山間部の水源地付近において、ごみ不法投棄が懸念される場所の巡視活動を行いました。東中学校では、水源及び水資源を保全する意識の高揚に努める為、毎年水源地の水質調査を行い、発表しています。	8/2 11/1	約50人

【上郷町】

＝地区目標＝

- 大峰鉦山跡地の白樺樹林の保全に努め、体験学習の場として活用を図ります。
- 早瀬川源流域の役割として、水質の保全と活用に努めます。
- 道路清掃や花いっぱい運動等を推進し、環境美化に努めます。
- 「上郷闊歩」編集の際、発掘した名所旧跡周辺の環境美化に努めます。
- 環境学習の機会を創出し、環境保全活動へ積極的に参加します。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
大峰鉦山跡地における白樺樹林の保全及び体験の場としての活用	地元の特産である白樺樹液の採取体験学習と世代間交流により、次代を担う子どもたちが自然とのふれあいを深める場となる大峰鉦山跡地白樺樹林の環境保全活動に努めました。また、白樺樹液採取を通じた体験学習と世代間交流により、次世代を担う子どもたちの自然とのふれあいを深める場と環境保全意識の高揚に努めました。	4/1～ 4/30 4/17 体験学習	体験学習 参加者 48人
早瀬川源流域の水質保全と活用	市内一斉河川清掃の実施により、雑草、雑木の刈り払いやごみの除去作業を行い、河川の環境整備に努めました。	8/5	812人
環境美化活動等の推進	町内全体で花いっぱい運動を展開し、各行政区それぞれの工夫を凝らした花壇を整備しました。	4/2～ 7/31	340人
	町内の美しい自然を守るため、ごみ集積所や不法投棄現場の状況について巡回パトロールを年2回実施しました。パトロール終了後には、意見交換や勉強会を開き、ごみの分別の徹底と不法投棄の防止に対する意識の向上を図りました。	6/7 10/4	51人
名所旧跡周辺の環境美化	遠野遺産認定制度、及びみんなで築くふるさと遠野推進事業の活用により、認定されている町内遺産の景観、環境保全に努めました。	通年	
環境学習の機会創出及び環境保全活動の積極的参加	町内ミニ広報誌「コミュニティーかみごう」において、正しいごみの分別方法などの記事を掲載し、家庭でできる環境保全に対する意識の向上を図りました。	毎週第3木曜日	全町民
	水銀廃製品の分別収集に関する研修の場を設け、正しいごみの分別方法に対する意識の向上を図りました。	1/18	18人

【宮守町】

＝地区目標＝

- 自然環境に親しみながら、豊かな生態系及び自然環境の保全・継承に取り組みます。
- 水資源の大切さを深く認識し、稲荷穴名水の湧水や、河川等を保全するため、環境保全対策等に努めます。
- ごみの減量化やリサイクルの推進及び環境教育の奨励を行います。

＝実績＝

目標	取組状況	実施日	参加者数
自然環境保全と継承の推進	8月の「稲荷穴まつり」の開催などを通じて自然とのふれあいを深めるとともに、自然環境保全意識の高揚に努めました。	8/5	300人
河川的环境整備と水質保全	河川的环境保全を目的に、6月～9月に町内全域で住民総出による河川の草刈り及びごみ拾い等を実施し、環境整備に努めました。	6/3 6/10 6/15～16	177人 744人 12人
廃棄物の減量及びリサイクルの推進	各行政区の公衆衛生組合長や保健推進員等により、ごみ集積所付近の不法投棄パトロールを実施し、不法投棄の防止と、ごみの正しい出し方・分別の徹底に努めました。また、町内小中学校の子供会で夏休み期間等にビンやアルミ缶、紙類等の廃品回収を行い、リサイクルの推進に努めました。	通年	
環境教育の奨励	公衆衛生組合長（区長）は、家庭から出る生ごみを堆肥化し、安全な有機農産物を地域に生産供給している山形県長井市の先進的な取り組み事例について研修し、生ごみの分別や循環型農業への理解を深めました。	10/11～12	18人

ふるさと遠野の環境を守り育てる基本条例

目 次

前 文

第1章 総則(第1条～第7条)

第2章 基本方針(第8条～第11条)

第3章 基本施策(第12条～第25条)

第4章 審議会(第26条～第33条)

附 則

民話のふるさと遠野市は、早池峰山の麓に抱かれた、水清く、空気が澄み、緑豊かな、北上高地の中央に開けた盆地のまちである。この恵まれた自然環境のもとに、遠野特有の文化が創造され、現代に受け継がれてきた。

しかし、急激に成長した今日の社会経済活動は、私たちに物の豊かさや生活の便利さをもたらした一方で、環境への負荷を増大させ、自然生態系のみならず、全ての生物の生存基盤である地球環境に大きな影響を及ぼすに至っている。

私たちは、自然の生態系の一部であることを自覚し、自然との共生の中で文化や文明を築き上げたことを忘れずに、環境への負荷の少ない生活様式を確立し、すべての生命が共存できるような社会を創らなければならない。

ここに、豊かな自然を愛する心を育みつつ連携を深め、貴重な自然環境を後世に残すという責務を認識し、自然環境と人間生活が調和する遠野型環境調和社会の実現を目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、遠野型環境調和社会の実現に向け、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市民、滞在者、事業者及び市の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の健康で潤いのある生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境 人間や生物の周囲にあって、意識や行動の面でそれらと何らかの相互作用を及ぼし合う自然環境、社会的環境及び文化的環境をいう。
- (2) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (3) 遠野型環境調和社会 市の土地形態から区分した市街地区域、田園区域、里山区域及び森林区域の4領域で、住民がそれぞれの環境特性と課題に配慮しながら活動し、各領域間が協調を図り、総合的に自然環境との共生が形成される社会をいう。
- (4) 環境の保全及び創造 環境の自然的構成要素(大気、水、土壌、生物等をいう。)及び文化的構成要素(文化財、歴史的建造物等をいう。)に着目し、その保護及び整備を図ることによってこれを良好な状態に保持し、又は形成し、過去に損なわれた自然環境の再生と自然環境に配慮されなかったものを修復することをいう。
- (5) 滞在者 市内を通過する者又は旅行等により市内に滞在する者をいう。
- (6) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋汚染その他の地球全体の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全をいう。
- (7) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関

係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

- (8) 遠野らしさ 厳しい自然条件や社会の営みから創出された歴史、文化、伝統等を市民が育み継承している中で、四季の彩りを演出している山並み、河川及び田園が見通し景観に配慮され、良好に維持されている状態をいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、資源が有限であることを自覚し、適正な管理と循環的な利用を推進し、及び環境への負荷をできる限り低減することによって、環境への負荷の少ない経済の発展を図りながら、持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境の保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

(市民の責務)

第4条 市民は、日常生活において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制に努め、環境美化活動、資源回収活動その他の環境保全活動への積極的な参加に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(滞在者の責務)

第5条 滞在者は、滞在期間において資源及びエネルギーの節約並びに廃棄物の排出の抑制その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動において生ずる公害を防止し、自然環境を適正に保全し、並びに環境への負荷の低減及び事業場周辺の環境美化に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市の責務)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第2章 基本方針

(施策の基本方針)

第8条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本として、市民及び事業者との協働の下に、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に確保すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等の多様な自然環境を地域の自然的及び社会的条件に応じて適性に保全するとともに、失われた自然環境を再生すること。
- (3) 遠野らしい自然景観、歴史にはぐくまれた伝統及び社会的な環境との調和を図り、自然との豊かなふれあいを確保しながら、人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全及び創造すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を推進することにより、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、遠野市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進す

るために必要な事項

- 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、遠野市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、遠野市環境審議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(財政上の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 基本施策

(施策の配慮)

第12条 市は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全及び創造について配慮するものとする。

(環境影響評価の推進)

第13条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者自らが環境調査及び環境に及ぼす影響の検討を行い、その結果に基づきその事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第14条 市は、環境の保全上の支障となる行為を防止するため、必要に応じて規制の措置を講ずるものとする。

(誘導措置)

第15条 市は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動を行う者がその活動に係る環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の適切な措置をとるように、誘導に努めるものとする。

(施設整備等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地、河川その他の環境の保全及び創造に資する公共的施設の整備並びに森林の整備その他の環境の保全及び創造に資する公共的事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(遠野らしい環境の保全)

第17条 市は、遠野らしい環境を保全するものとする。

- 2 市は、遠野らしい環境の保全及び創造に関し、自然とのふれあいの場の創出、緑化の推進、良好な景観の形成その他人に潤いと安らぎをもたらすため、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市民、滞在者及び事業者は、遠野らしい環境を理解し、廃棄物の適正な処理並びに使用済の機器、資材及び遊休地等の適切な管理に努め、良好な自然環境及び生活環境の保全を尊重しなければならない。

(廃棄物の減量の推進等)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるように必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(環境教育及び学習の振興等)

第19条 市は、市民及び事業者の環境の保全及び創造についての関心と理解の増進並びに自発的な活動の促進に資するため、環境教育及び学習の推進並びに広報活動の充実に関し、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の活動促進措置)

第20条 市は、市民及び事業者又はこれらの組織する団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第 21 条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(民間団体等の参加)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の推進に当たっては、民間団体等の参加に関し必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(調査等体制の整備)

第 23 条 市は、環境の状況の把握に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査を実施するとともに、監視、巡視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 24 条 市は、広域的な取組みを必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力し、その推進に努めるものとする。

(地球環境の保全に関する国際協力)

第 25 条 市は、国その他の関係機関と連携し、地球環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

第 4 章 審議会

(設置)

第 26 条 市の環境保全に関する基本施策等を調査し、審議し、及び評価するため、市長の諮問機関として、遠野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 27 条 審議会は、委員 14 人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 各種団体の役職員
- (4) 公募による者

(任期)

第 28 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 29 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(特別委員)

第 30 条 審議会は、専門の事項を調査、審議及び評価するため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、市長が必要と認める者のうちから委嘱し、調査等が終了したときは解職されるものとする。

(会議)

第 31 条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 32 条 審議会の庶務は、環境整備部において処理する。

(委任)

第 33 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。